令和5年度第2回志太榛原圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議 会議録

日時	令和5年11月10日(金) 19時00分から20時30分まで
場所	藤枝総合庁舎別館2階第1会議室
出席者職・氏名	【委員】 錦野光浩委員、露木義章委員、石川英也委員、高木勇人委員、上野 暢一委員、天野雄一郎委員、宮下宝子委員、小原智永委員、高鳥徹 也委員、嵐口弘敏委員、岸本史弘委員、鈴木佐知子委員、池ヶ谷留 衣委員、小谷幸代委員 【市町・県】 島田市長寿介護課長 中山和彦、同包括ケア推進課長 大久保勉、焼 津市介護保険課長 萩原雅顕、同地域包括ケア推進課長 杉山広晃、 藤枝市介護福祉課長 杉村成美 同地域包括ケア推進課長 伊久美 佳代、吉田町福祉課長 増田稔生子、川根本町高齢者福祉課長 竹野 克彦 中部健康福祉センター所長 土屋正純、中部保健所長 岩間真人、 中部健康福祉センター副所長 山本泰洋 【事務局】 中部健康福祉センター 山本福祉部長、森上医療健康部長ほか 県庁福祉長寿政策課高齢者支援班 弓場班長、 地域包括ケア推進班 大石主査

1 審議事項

(1) 議題

- ① 在宅医療等の必要量に対する介護サービス見込量
- ② 静岡県長寿社会保健福祉計画志太榛原圏域計画素案

2 審議内容

協議事項① 在宅医療等の必要量に対する介護サービス見込量

協議事項について説明

説明者 福祉長寿政策課地域包括ケア推進班 大石主査

資料2、3により在宅医療等の必要量に対する介護サービス見込量について説明

資料2、3に	-より仕毛医療寺の必要軍に対する介護サービス見込重について説明
所長	・ ただいま在宅医療等の必要量に対する介護サービス見込量について説明
	がありました。委員の皆様、御質問、あるいは御意見等ございましたら、
	挙手でお願いいたします。
露木委員	・ 在宅医療等の必要量というとこですが、例えば8ページの2025年のとこ
(島田市医師会)	ろで、島田市は既整備分として介護医療院 17、療養病床 1、介護老人保

	健施設 452、訪問診療 549 となっているのだが、これは既整備分ということは既に訪問診療 549 やっているということですか。
大石主査 (県庁福祉長寿政 策課高齢者支援 班)	実数ということになると思います。
露木委員 (島田市医師会)	・ 既に整備されたということであれば、549 人が既に訪問診療を受けているということですか。よく分からない。
所長	介護保険の介護サービスの見込量は市町のヒアリングから数字を固めているはずです。島田市さん、その辺の考え方について教えていただけますでしょうか。
中山課長 (島田市長寿介護課長)	・ 島田市の場合、訪問診療は当初少なかったのですが、今は増えてきています。これは 2025 年の数字です。
露木委員 (島田市医師会)	・ 現時点として何人訪問診療を受けている、介護医療院に何人いるという ものではないのですか。実際の実数ではないのですか。現時点の実際の 実数はどこにありますか。すべて見込みでやっているということですか。 言っていること、分かりますか。
所長	・ 資料の数字はいかがでしょうか。
大久保課長 (島田市包括ケア 推進課長)	・ 資料の数字につきましては、現在、島田市民の方が利用されている数字 となります。介護医療院、介護老人保健施設は島田市内にある施設の数 字ですが、訪問診療は島田市外からの訪問分も含まれます。
所長	・ 中部健康福祉センターのほうで前の計画の数字とか分かりますか。・ 露木先生の御発言は非常に重要なことだと思います。この既整備分の数字が分からないとこの見込みの数字が正しいのか分からないと前に進めないように思います。
露木委員 (島田市医師会)	・他の市町もそうだと思いますが、資料 15 ページの直近の在宅医療等の 提供実績のところ、島田市では①2023 年度末提供見込量の訪問診療が 408、②直近実績では 549 でこれは先ほど 8 ページと同じ数字です。 549 人が島田市内で訪問診療を受けているということでよろしいですか。

所長	 資料 15 ページの表の見方につきましては、露木委員からの御発言の通りだと思います。 島田市さんの御説明からすると令和 5 年 3 月の利用実績分となります。しずおか茶っとシステムサービスの数字となります。島田市民の方が島田市内あるいは島田市外からの訪問診療のサービスを受けましたということです。下の出典を確認して頂いて、そこがスタートになると思います。
露木委員(島田市医師会)	 そうすると 2025 年のところでみるのですが、高齢化に伴う需要増ということで訪問診療に 388 が入っています。これはこれまでに 388 人分の基盤を整備しなければいけないと考えてよろしいのですか。これは 2026 年には 394 になっているのですが、現在の 549 のところから、2025 年には 388、2026 年には 394、そうすると 2025 年から 2026 年には訪問診療はこれを単純に引き算して 6人。6人ということで考えてよろしいのでしょうか。 今、2年後に 388 人必要、その次の年に 394 人。ちょっとよく分からないです。
所長	・ 今の違和感のところを確認したいです。これらの数字は算出のソフト、 フォーマットに則った数字ではなくて、市町からのヒアリングで聞き取 った数字ということでよろしいですか。
大石主査 (県庁福祉長寿政 策課高齢者支援 班)	 各市町から提供見込量をヒアリングで伺って数字を記載しています。なのでソフトを使ってというものではありません。
伊久美課長 (藤枝市地域包括 ケア推進課長)	・ 必要量は県のほうから市町に提供いただきました。必要量は静岡県地域 医療調整構想が元になっていると思います。既整備分の所を元に提供見 込量を出しています。藤枝市の場合は必要量が1,443、既整備分が1,407 なので、それに対して藤枝市の計画の中でどのように提供見込みを算出 するかということで、今回見込分を出しております。
所長	・ ありがとうございました。そうしますと元々左の必要量は注釈のとおり、 静岡県地域医療調整構想からの計算、国の機械的試算を県からもらった、 ここは固定されていたということですね。提供見込量のうち既整備分は どこからきていますか。
伊久美課長	・ 藤枝市の場合ですと、茶っとシステムからの数字をいただきまして、既
(藤枝市地域包括	整備分として記載しています。必要量から既整備分を除きました分を今
(ガル・ヘー・ローグ) ビコロ	

ケア推進課長)	回見込分として計上しております。
所長	 ・ 今回見込分がヒアリングで藤枝市が計上したところとなるのですね。 ・ 委員の皆様からこの数字はどうように出てきたのか、疑問がおありになったかもしれませんが、このように数字は計上されています。15ページのところの表の一番下のところに出典が記載されております。御確認をお願いいたします。 ・ 表の一番左、黄色いところの必要量は静岡県地域医療調整構想から機械的に県から提供された数字、提供見込量の既整備分水色部分は先ほどの15ページの表から実績の数字を置いています。必要量から既整備分を引きまして不足する部分、緑の部分、今回見込分として市町が算出しています。 ・ 藤枝市以外の市町も同じように算出していると思います。
露木委員(島田市医師会)	・ ありがとうございます。そうすると8ページを見たときに先ほどちょっと確認しましたが、必要量というのは現時点から2025年まで比較して必要な量で、例えば島田市の場合、訪問診療388というのはプラス388人分の基盤を整えなければならない。現時点から考えて介護老人保険施設プラス417人分の基盤を作らなければならない。プラス分として作らなければならない。という理解でよろしいですか。
山本福祉部長 (中部健康福祉セ ンター)	・ 計算の方法になりますが、7ページを見ていただきたいです。在宅医療等の必要量からこれまでに整備された分を除いた量が、今回の見込分となります。下のグラフで2023年、令和5年既整備分というくくりがございまして、今からプラスアルファで整備するものではなくて、2025年に必要な量との差が今後整備が必要という理解となります。
露木委員 (島田市医師会)	 2025年に必要な量ではなくて?例えば介護老人保健施設 417人ということは現時点から、これから 417人分を整備しなければいけないということではないのですか。 それとさっきの話で訪問診療既整備分で 549 という数字がありますよね。必要量の 388 という数字はどういうことですか。
大石主査 (県庁福祉長寿政 策課高齢者支援 班)	・ 388 は国の機械的試算の数字となります。島田市さんで必要な訪問診療 の数字が 388 になります。実際訪問診療 549 ということなので、もう必 要量は賄えているということになります。
露木委員(島田市医師会)	・ 実数が 549 なのですよね。先ほど島田市から話がありました。だから、 国の計算は合っていなくて、それ以上に訪問診療がこれだけ既に必要と なっている。という理解でよろしいですか。話、違いますよね。言って いること分かりますか。島田市で今実績として、549 あると言っている。

大石主査 (県庁福祉長寿政 策課高齢者支援 班)	国は388となっている。現時点で国の数字を超えている。ということは 国の試算はあてにならないのではないですか。 ・ 国の試算は低く見積もっているというところがあるかもしれません。他 の地域と比べていないのですが、実績の数字は必要量の数字と比べると 150くらい超えています。
露木委員	・ もう一度だけ確認させてください。15ページの①2023 年度末提供見込量
(島田市医師会)	の訪問診療 408 はどういう数字ですか。国からの試算ではないのですか。
大石主査	・ これは前回の試算になりますので、3年前に計画を立てる際に見込んだ
(県庁福祉長寿政	数字です。
策課高齢者支援	
班)	
 露木委員	・ いずれにしろ、現時点では既に実績数が必要量を上回っています。とい
(島田市医師会)	 うことは始めに言ったように、国の試算が間違っているのではないか。
	2025 年の必要量を 2023 年の時点で超えているということですよね。必
	 要量という数字自体が何というか、分かりました。ありがとうございま
	した。
所長	・ 露木委員の御発言のところ、すっきりしないと議論がかみ合っていかな
	い気がします。
	・表の見方としては説明のあったとおりだと思うのですが、訪問診療につ
	いて、島田市だけでみれば、必要量に対してもう既に十分だという風に
	見て取れます。計画の中では、中長期的にはどこを整備してどこを注視
	していくか、どこに力をいれていくかが重要となってくると思います。
	島田市については訪問診療は必要量に対して充足していると言えるの
	で、それほど力をいれなくても大丈夫と言えると思います。以上のことがこのまから見えてくるといることかと思います。
	がこの表から見えてくるということかと思います。 ・ 委員の皆様も表の見方について、なんとなく釈然としないところもござ
	・ 安貞の皆様も表の兄方について、なんとなく状然としないところもこさ いますけれども、それも含めて何か御意見はございますか。必要量につ
	いて、他に御意見ございますでしょうか。
 - 錦野委員	・ 結論から言うと、訪問診療については、この圏域は必要量を提供量が上
(志太医師会)	回っていることとなる。訪問診療は余剰となっているのか。他のマイナ
	スとなっているところをカバーしている部分もあると思う。
	今後これをどうしたら良いのか。訪問診療をまず増やすべきではなくて、
	減らすべきなのか。
大石主査	・ 国の計算はすべて同じ計算をしていますので、いろいろな地域がある中

(県庁福祉長寿政	でこの数字が出てきていると思います。数字上はそのように見えてしま
策課高齢者支援	っていますが、この圏域ではまだまだ訪問診療の必要な方もいらっしゃ
班)	るし、訪問診療に熱心な先生方も多い。これだけの実績をあげて頂いて
	いる。無理に辞めていただく、下げて頂く必要はないと思います。一概
	に余剰とは言えないと思います。これからさらに地域でどうしていくか
	を皆様に考えて頂けたらと思います。
露木委員	・ 先日、中医協のほうでも出たのですが、訪問診療がやり過ぎということ
(島田市医師会)	はないですか。本来であれば通院できる患者さんも訪問診療になってい
	るということはないですか。今、錦野先生がおっしゃったようにやり過
	ぎという考えも出てきているのかもしれない。そこのところが、どうい
	う計算でこの必要量を出したのかが重要である。どうして差が出てきて
	しまっているのか。そこらへんは外来にかかる人はちゃんと外来にかか
	った方がいいという話になっていくのか。そこはちゃんと確認をして頂
	いた方がいい。でないと実際必要なのだから、国の計算が合わないので
	国の計算を無視というか、考えずに実績をみて、人口動態からみてもっ
	と必要になってくるよね、もっと整備しないといけないよね、となって
	くると思います。そこらへんははっきりさせないといけないのではと思
	います。
所長	・ 今のお話ですが、もっともだなと聞いておりました。最初に資料2で説
	明をしたときに、コロナ前、コロナ明けというお話がありました。病院
	に行くよりも先生に来てもらう、訪問診療を希望するといったコロナ禍
	の中では通常考えられない患者さんの行動が影響している可能性はある
	と思います。そこが影響しているのかもしれないと個人的には思います。
	なので、そこの影響を加味して、本当はそれを標準化した上で数字を見
	る必要があるかもしれないと個人的には思います。
	計画を立てていく上ではどうしてもデータが必要となりますが、コロナ
	禍の影響があるかもしれません。ただ、訪問診療について、この地域に
	おいては仮に病院に行けない状態になったとしても医療機関の方々に訪
	問で診てもらえるという安心を与えられる地域になっているのだと、私
	 は印象を受けました。これはバックデータがあるわけではありませんの
	│ │ で、私がコロナ禍においての人の行動の変容を考えた時にそんなことも
	あるかもしれないという私の推測です。
 高木委員	- いろいろな考え方はあると思うのですが、私のところは僻地と言われる
(榛原医師会)	川根町で高齢化率 5 割くらいです。結構、患者さんの御家族が、本人は
	車椅子とかで本来だったら訪問診療の患者さんを連れてきて下さってま
	す。外来に来て下さってます。もうひとつの考え方ですが、ここの訪問
	診療、今 549 人となってますが、本来、訪問診療の方が外来に来て下さ

っているかもしれません。うちも外来で来て下さる方、いらっしゃいま

	T
	す。うちもあまり訪問診療は出来ないので、来て下さると助かります。
	今は 549 でも今後高齢化が進んで増えていく可能性があります。先ほど
	減らした方がという話がありましたが、逆に増やすという対応をしてい
	く必要があるのではとも思います。
所長	・ ありがとうございます。現場の方の御意見でした。診療所の方も大変だ
	ということで、外来に来て下さる方もいらっしゃるのですね。
杉山課長	焼津市の説明です。8ページの表を見ますと1,362が2025年の見込みで
(焼津市地域包括	す。中身は療養病床がマイナス1、訪問診療 102 がありますが、医療機
ケア推進課長)	関にアンケートをとりまして、藤枝駅前の駅前クリニック、甲賀病院が
	やっているところですが、そこが可能だよと言ってくださったので、そ
	の数字となっています。
	その他介護老人保健施設の16は老健の空床からきています。外来は差し
	引きとなっています。こんな形で焼津市は算出しております。
所長	ありがとうございました。私も数字のことがすっきりしないと先に進め
	ないような気がしまして、時間をかけて御意見をいただきました。もし
	よろしければ、かなり時間が押してしまいましたので、介護サービスの
	見込量につきましては、今、話題にしてきた内容で数字を置いていくと
	いうことで、御理解いただければと思います。
	議題の2につきまして、説明をお願いいたします。
協議事項②	 静岡県長寿社会保健福祉計画志太榛原圏域計画素案について
	形 岡
協議事項につい	いて説明
	る。 日本長寿政策課地域包括ケア推進班 大石主査
	4-2により、静岡県長寿社会保健福祉計画志太榛原圏域計画素案
について説明	1 2 により、時間示反対に云体促曲値可画心及保が固め可画示来
	・ ただいま説明のあった志太榛原圏域計画素案ですが、事前に御意見を頂
所長 	いて、その御意見を反映しております。まだ意見を言われていない方や、
	訂正したところに異議がある方等御意見があろうかと思います。また、
	司正したところに異議がある万寺岬息見があろうかと思います。また、 課題への対応について、こんな風なことが取組めるのではないか等、御
	意見がございましたら、御発言をお願いしたい。忌憚のない御意見をお
H-1.== =	願いしたい。挙手でお願いします。
中山課長	・説明をありがとうございました。私の方から意見を出したのですが、各
(島田市長寿介護	市町とも介護人材の確保は課題であると思っていますし、県も国も全体で課題ですると思っていますし、県も国も全体で開発する。
課長)	で課題であるということは十分認識しています。実際に最前線の現場で
	働いていらっしゃる方も今回出席していただいているけれども県のほう
1	│ でも新たな介護人材確保のいろいろなメニューを設けていただいて、市

所長 中山課長 (島田市長寿介護 課長)	町に対してこうゆう講座をやるから是非出席していただくように市内の事業所さんに周知してくださいとか、メール等で頂くのですが、実際に市町で人材の確保でやれるところはすごく限られていて、今の説明のなかで志太榛原圏域の中で独自のテーマとして前計画から引続きやられているということなので、どうしても市町としても県のほうに協力したいと考えています。なるべく各市町から受講していただくように市のほうも努力しますので、そうした講座をどのくらいの人が受講していて、どのくらいの人が実際に就労しているのか、就業に結びついた人がどれくらいいるのか、今後様々な講座を企画してくださると思いますので、是非その経緯、成果を市町の方にも流していただいて、市も協力して参りますので、県と一緒に連携していきたいと思って、意見を出させてもらったのですが、島田市の中でも休業をやむを得ずしている事業所さんもあるものですから、是非、せっかく書いて下さっていると思いますので、協力してやっていきたいと思います。是非、よろしくお願いいたします。 (福祉長寿政策課に向けて)この点については、介護保険課の介護人材班にお話を伝えていただきたいと思います。介護保険課では介護人材確保の会議があり、その資料もあると思います。市町にその情報が届いていないということかと思います。そこについてはまた、市町さんと一緒に協力してやっていく中で、どういう風なかたちで市町さんに提供するのが良いのか、介護人材を扱う介護保険課へお伝えいただいてよろしいでしょうか。 ・ 何中山課長に向けて)ということでよろしいですか。 ・ ありがとうございます。どれくらいの成果があったのか。実際成果があるのかが分からなくて、新しいメニューもあるものですから、いい講座だと思いますから成果も分かると思いますから市のほうに下ろしていただき、是非教えていただきたい。
弓場班長 (県庁福祉長寿政 策課高齢者支援 班)	だき、是非教えていただきたい。 ありがとうございます。分かりました。伝えます。
所長	他にいかがでしょうか。
杉村課長 (藤枝市介護福祉 課長)	・ 計画策定に関連して、一点御確認をさせていただきたい。計画の中の施設整備を検討するに当たりまして、近年高齢者の住まい等の受け皿になっている有料老人ホーム等の情報提供について、県の方から情報提供いただけると伺っておるのですが、市のほうでも計画策定が大詰めになっておりまして、藤枝市の方でも有料老人ホームの定員数、入居者数等を

所長	計画の中に記載していく予定でありますので、情報提供の時期について、 御確認をさせていただきたい。よろしくお願いいたします。 ・ (福祉長寿政策課に向けて) ヒアリングの中でそういうお話があったのか。
杉村課長 (藤枝市介護福祉課長)	・ ヒアリングの際にもお話させていただいたところで、国の通知では8月中旬までをめどにお示しいただけるとなっています。今のところ情報の提供をいただいていないというところです。次期について、こちらの計画策定の都合もありますので、御確認させていただければと思います。
所長	ヒアリングの時はどこが伺っているか。
弓場班長 (県庁福祉長寿政 策課高齢者支援 班)	 私どもと介護保険課です。そのあたり、確認をしてお答えしたいと思います。
杉村課長 (藤枝市介護福祉 課長)	よろしくお願いいたします。
所長	 介護人材に関しては事業所の方とか、あるいは実際にサービスを受けられている方もいらっしゃいますし、何かその点で今日は県庁の職員もおりますし、介護保険課の職員は来ていませんが、先ほどのように質問とか、今回の議題は圏域計画の素案についての御意見なのですが、今みたいに直接意見を述べたいとか要望として承っても良いのではないかと私は思っておりますが、いかがでしょうか。 ないようでしたら、御意見を頂く用紙をいつものように入れておりますし、今後県民の方からもこの素案につきましてはパブリックコメントで御意見をいただくような形でやっていくこととなっておりますので、今日はここで、一旦締めさせていただいて、次に残っております報告事項について、在宅医療圏の設定について報告がございますので、県の方か

ら報告をお願いいたします。

報告事項 在宅医療圏等の設定について

報告事項について説明

説明者 福祉長寿政策課地域包括ケア推進班 大石主査 資料5により、在宅医療圏等の設定について説明

所長

報告事項ということで、在宅医療体制を整備するために大勢の方の御意 見を頂きながら進めているという内容の報告ですが、在宅医療圏の設定 について、報告がありました。これは今日議論している長寿社会保健福 祉計画にも記載されますか。

大石主査

(県庁福祉長寿政 策課地域包括ケア 推進班)

現状では素案に記載されています。ただ、今後の検討状況に左右されま すので、まだはっきりと記載されますということはお伝え出来ません。 先ほど私の方で、説明いたしました資料の4-1の在宅医療介護連携の ところに医療圏を含んで記載していきたいと考えております。

所長

・ そういう流れで資料の17ページにあるとおり、今後地域医療協議会、医 療計画部会、パブリックコメントのスケジュールとなっております。こ の会ではそういうことを承知してればよろしいでしょうか。以上の通り 御報告させていただきましたが、この在宅医療圏について御質問ござい ますでしょうか。

伊久美課長 (藤枝市地域包括 ケア推進課長)

・ 市の単位で在宅医療圏を定めた場合に、在宅医療において積極的役割を 果たす医療機関の設定は必要となりますか。藤枝市は二次医療圏の中に ある医療機関というのが在宅医療支援病院が、藤枝市にはないのですが、 例えば在宅医療圏が市町に設定された場合、市町においてそういった病 院を設定する必要がありますか。この考え方が分からないので、それだ け教えていただければと思います。

(県庁福祉長寿政

大石主杳

策課地域包括ケア 推進班)

- ・ 拠点を市に置いた場合ですか。在宅医療圏の考え方を整理したときに在 宅医療圏の中には在宅医療支援病院を置く必要があるかどうか。
- ・ 医療圏の中に、積極的医療機関を設定することとなっております。積極 的医療機関は診療所でも可能です。

所長

・ 今のところ確認をしていただけるということです。他に御意見ございますでしょうか。今日は既に私に与えられて時間は迫っておりまして、いつもの通り、意見を記載していただける用紙を資料に同封してございます。今日、御発言出来なかった、あるいは今日の説明を聞いてあれっと思ったことがあれば、こちらの意見記入用紙へ記載して、15日(水)までに中部健康福祉センターまでに提出していただければと思います。先ほど少しお話をしましたが、前回から意見を頂いて、いろいろ修正を掛けた圏域計画素案については12月から1月にかけて県全体の計画と併せてパブリックコメントを考えております。県民の皆様からも御意見をいただくスケジュールとなっております。時間がオーバーして申し訳ございませんでした。進行のほうは事務局にお返しいたします。